

(写)

令和4年8月5日

長野労働局長
小野寺 喜一 殿

長野地方最低賃金審議会
会長 倉崎 哲矢



長野県最低賃金の改正決定について(答申)

当審議会は、令和4年7月4日付け長野労発基0704第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり令和4年8月2日付け中央最低賃金審議会の「令和4年度地域別最低賃金額改定の日安について(答申)」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、令和3年10月1日発効の長野県最低賃金(時間額877円)は令和2年度の長野県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

さらに、長野県最低賃金の改正決定にあたって、当審議会の総意として、下記の4点を政府に対して強く要望する。

- 1 今年度の改正額は、特に中小企業・小規模事業者にとっては、コロナ禍や原材料費等の高騰といった企業経営を取り巻く環境を踏まえれば、賃金支払能力の点で厳しいものであり、継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性が不可欠であるとともに、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを強く要望する。
- 2 生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金を受給できるよう一層の取組を求めるとともに、特に業務改善助成金については、原材料費等の高騰にも対応したものとするなど、より一層の実効性ある支援の拡大・拡充を強く要望する。
- 3 下請取引の適正化については、中小企業・小規模事業者が賃上げ原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた環境整備を強く要望する。
- 4 当県の主要産業の一つである観光業、宿泊業、飲食業及びそれらに関連する旅客運送業に対するより一層の実効性ある支援の拡大・拡充を強く要望する。

長野県最低賃金

1 適用する地域

長野県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間908円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおりとする

長野県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 長野県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 877円
- (3) 発 効 日 令和3年10月1日

2 生活保護水準

(1) 比較対象者

18～19歳・単身世帯者

(2) 対象年度

令和2年度

(3) 生活保護水準（令和2年度）

生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の長野県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（94,129円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の（2）に掲げる金額の1箇月換算額（注）と上記2の（3）に掲げる金額とを比較すると長野県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（注）1箇月換算額

877円（長野県最低賃金）×173.8（一箇月平均法定労働時間数）

×0.817（可処分所得の総所得に対する比率）＝124,529円